

①相談支援体制整備事業

対象事業	事業目的・助成内容等	助成額等	助成対象経費
<p>障がい者定期相談窓口等開設助成事業</p> <p>(交付の対象とするのは、一つの申請者のみとし、複数の申請があった場合は、基金運営委員会において、審査内容等を踏まえて選定する。)</p>	<p>【事業目的】 障がい児（者）又はその家族からの相談に応じて必要な情報提供等を行うことができる定期相談窓口等の開設に必要な経費を助成し、障がい児（者）の自立した日常生活及び社会生活の実現に寄与する。</p> <p>【助成内容】 栗山町内において、公共施設等を活用した定期相談窓口等を開設する事業に必要な経費を助成する。 ○障がい者定期相談窓口の開設（週1回程度） ○個別相談支援 （相談業務に従事するものは、有資格者（社会福祉士又は精神保健福祉士）の配置を原則とする。）</p> <p>【助成対象者】 実施要領に定めるもののうち、指定一般・特定相談支援事業所に限り対象とする。 （3年間の事業継続が可能と見込まれる事業者）</p> <p>※その他、申請にあつての詳細の要件については、別に定める事業実施仕様書を参照すること。</p>	<p>【助成年限】 3年間 （※毎年度の事業成果を踏まえて、継続決定をする。）</p> <p>【助成上限額】 150万円 （事業初年度に限り、50万円を加えた額を上限額とする。）</p> <p>【助成割合】 4分の3以内</p>	<p>事業人件費（相談員賃金等）、会場使用料、光熱水費、備品購入費、消耗品費、リース料等の事業実施に直接必要な経費</p> <p>※用地の取得・造成及び不動産（建物等）の購入に係る経費は助成対象外とする。</p>

②療育支援体制強化事業

対象事業	事業目的・助成内容等	助成額等	助成対象経費
<p>障がい児通所支援事業所開設支援事業</p> <p>(交付の対象とするのは、一つの申請者のみとし、複数の申請があった場合は、基金運営委員会において、審査内容等を踏まえて選定する。)</p>	<p>【事業目的】 年々利用ニーズが高まっている、障がい児通所事業所の新規開設に必要な経費を助成し、障がい児等の早期療育環境の向上に寄与する。</p> <p>【助成内容】 栗山町内における障がい児通所支援事業所の新規開設を行う事業に必要な経費を助成する。 ○利用者の支援や安心・安全の利用環境確保に直接必要な設備・備品等の購入 ○療育指導に直接必要な設備・備品等の購入(指導用備品、遊具等) ○利用者確保に向けた宣伝・PR事業費 ○その他事業所開設に必要な設備・備品等の購入(事務用機器、物品等)</p> <p>【助成対象者】 実施要領に定めるもののうち、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者に限り対象とする。(放課後等デイサービスの実施を必須とし、事業所の開設が確実に見込まれる事業者を含む。)</p>	<p>【助成年限】 1年間</p> <p>【助成上限額】 300万円</p> <p>【助成割合】 4分の3以内</p>	<p>消耗品費、印刷製本費、備品購入費、宣伝広告費、リース料等の事業実施に直接必要な経費</p> <p>※対象外経費 ○事業人件費 ○用地の取得・造成及び不動産(建物等)の購入に係る経費</p>